

○羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議要綱

平成21年3月31日羽総生発第16508号

改正

平成23年5月13日羽総生発第1852号

平成27年2月5日羽市防発第15160号

羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議要綱

(設置)

第1条 羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例（平成21年条例第16号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第7条に規定する羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（以下「推進計画」という。）に基づく施策の実施に関すること。
- (2) 防犯、交通安全及び火災予防に関する情報の共有化に関すること。
- (3) 市が実施する防犯、交通安全及び火災予防に関する施策、事業等への協力に関すること。
- (4) その他防犯、交通安全及び火災予防についての施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者（以下「推進員」という。）をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 町内会・自治会関係者 1人
- (3) 小・中学校校長会関係者 1人
- (4) 小・中学校PTA関係者 1人
- (5) 福生防犯協会関係者 1人
- (6) 青少年対策地区委員会関係者 1人
- (7) 青少年育成委員会関係者 1人
- (8) 都立羽村高校関係者 1人
- (9) 交通安全推進委員会関係者 1人
- (10) 老人クラブ連合会関係者 1人
- (11) 私立幼稚園協会関係者 1人
- (12) 私立保育園協議会関係者 1人

- (13) 消防団関係者 1人
 - (14) 市内事業者 1人
 - (15) 福生警察署 2人
 - (16) 福生消防署 1人
 - (17) NPO法人関係者 1人
 - (18) 市民公募による推進員 5人以内
- (任期)

第4条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 推進員が欠けた場合における補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (座長及び副座長)

第5条 推進会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、推進員の互選により定める。
 - 3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (推進会議の招集等)

第6条 推進会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 推進会議は、推進員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (意見の聴取等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、推進員以外の者に対して推進会議への出席を求め、意見を聴き、又は情報の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、推進計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年5月13日羽総生発第1852号)

この要綱は、平成23年5月15日から施行する。

付 則 (平成27年2月5日羽市防発第15160号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。